

一般国道 2 号
神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
サービス対価の算定及び支払方法

令和 7 年 1 月

(令和 7 年 7 月更新)

国土交通省 近畿地方整備局

【事業者】

1. はじめに

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等（以下「本事業（国）」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の定める手続きにより、国土交通省近畿地方整備局（以下「国」という。）が実施するものである。国は、本事業（国）を適正かつ確実に実施した場合にサービス対価を事業者に支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

本事業（国）は、令和7年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本事業（国）の見積もり合わせ日を変更する場合や取りやめる場合がある。なお、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分等に相応する契約とする。

2. サービス対価の構成

2.1. サービス対価の構成

(1) 内装整備費等

内装整備費等は、特定事業契約の締結日から本施設引渡日（同日を含む。以下同じ。）までに事業者が内装整備業務の実施のために要する費用とする。なお、事業者の開業に伴う諸費用や特定事業契約の締結日から本施設引渡日までの期間に要する事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）等、内装整備に関する初期投資として認められる費用については、内装整備費に含むものとする。

(2) 維持管理・運営に係るサービス購入料等

維持管理・運営に係るサービス購入料等は、運営・維持管理開始日から事業期間の終了日までの運営・維持管理期間中に生じる新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業（以下「バスターミナル運営等事業」という。）に係る費用の一部とする。

2.2. サービス対価の構成内訳

(1) 内装整備費等

項目	支払区分	費用の内容
内装整備費等	内装整備費	・内装設計費（必要な調査費用を含む。） ・内装施工費（必要な調査費用を含む。） ・工事監理費 ・什器備品調達費 ・必要な行政手続・申請手続に関する費用 ・事業者の開業に伴う諸費用 ・内装整備期間中の事業者の運営費（人件費・事務費等） ・建中金利 ・内装整備に係る保険料 その他内装整備に関する初期投資と認められる費用
	内装整備費に係る	内装整備費に係る消費税等

項目	支払区分	費用の内容
	消費税等	

注 表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

(2) 維持管理・運営に係るサービス購入料等

項目	支払区分	費用の内容
維持管理・運営に係るサービス購入料等	維持管理・運営に係るサービス購入料	下記の一部 <バスターミナル運営等事業に係る費用> ・維持管理費 ・運営費 <その他の費用> ・運営・維持管理期間中の事業者の運営費 ・保険料 ・監査費用 ・法人税等 ・事業者の税引き後利益（株主への配当等原資等）
	維持管理・運営に係るサービス購入料に係る消費税等	サービス購入料に係る消費税等

注 表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

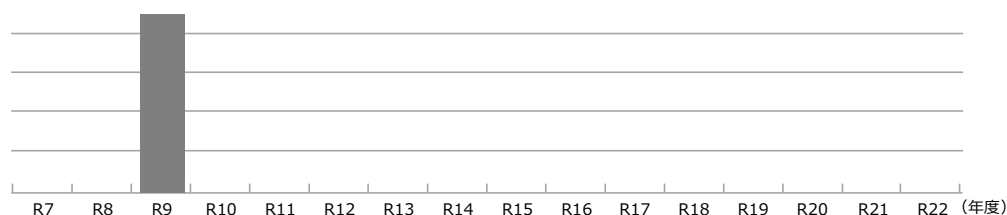
3. サービス対価の算定及び支払方法

3.1. 支払方法の基本的な考え方

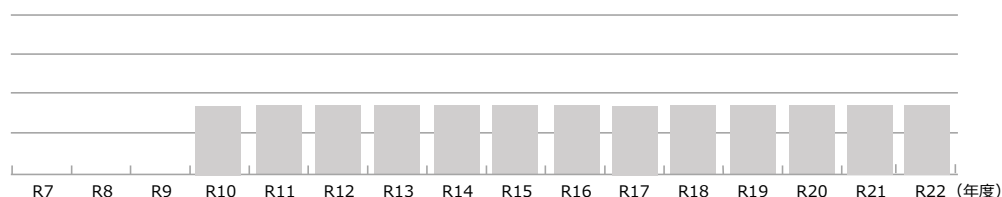
内装整備費等は、内装整備業務が完了し、運営権の設定を受けた後に一括払いとする。維持管理・運営に係るサービス購入料等については、事業者は本事業（国）において維持管理及び運営のサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体として、原則として運営・維持管理期間にわたり平準化して支払うものとする。

参考：サービス対価の支払イメージ

【内装整備費等】



【維持管理・運営に係るサービス購入料等】



3.2. サービス対価を構成する各費用の支払額の算定及び支払方法

(1) 内装整備費

内装整備費は、内装整備業務が完了し、運営権の設定を受けた後に一括で支払う。

支払い方法は、完了検査により内装施工の完成を確認し、事業者から本施設（国）の引渡しがあり、運営権の設定がなされた後、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。

(2) 維持管理・運営に係るサービス購入料

維持管理・運営に係るサービス購入料は、運営開始日以降の事業期間にわたり、年 1 回、全 13 回に分けて支払う。

支払い方法は、原則として、毎回、国が事業者からの請求を適法に受理した後 30 日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。具体的には、第 1 回目の支払時期は、令和 11 年 4 月 30 日までとする。

なお、サービス対価は、「4. サービス対価の改定」に規定する改定及び「5. サービス対価の減額措置」に定める規定による減額が行われない限り、第 1 回目の支払いを除き、原則として、毎支払いに同額を支払うものとする。

(3) 消費税等

消費税等については、①内装整備費及び②維持管理・運営に係るサービス購入料の区分ごとに、その相当額を支払期ごとに算定する。

なお、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、契約にあたっての消費税等の差額として生じた端数は、すべて第 1 回支払額に合算する。

(4) 1円未満端数の取扱い

契約にあたっては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）第 2 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

4. サービス対価の改定

(1) 基本的な考え方

内装整備費については、下記(2) による改定を除き、原則として改定を行わない。ただし、維持管理・運営費に係る費用負担の削減に資する提案は、内装整備費の変更協議対象とする。

維持管理・運営に係るサービス購入料については、年度ごとに見直すものとする。

この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、公共施設等運営事業に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行う。なお、利便増進事業収入が提案時の想定収入を大幅に上回った場合は、利益の一部還元（維持管理・運営に係るサービス購入料の減額、本事業への再投資等）について、事業者努力に十分配慮した上で、国及び事業者が協議する。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国及び事業者が協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする。

また、改定の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、3.2. (4) による処理を行う。

(2) 内装整備費の物価変動に基づく改定

特定事業契約書第 56 条に基づき、内装整備費の物価変動に基づく対価の改定を行う。

(3) 維持管理・運営に係るサービス購入料の物価変動に基づく改定

a) 改定時期

① 改定指標の評価

毎年 4 月 10 日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

② サービス購入料の改定

原則として、翌年度の 4 月 1 日以降の支払いに反映する。なお、第 1 回目の支払額については、基本協定締結日の属する年度の 4 月 10 日の指標により、改定を行う。

b) 改定方法

前回改定時（第 1 回の支払については基本協定締結日の属する年度の 4 月 1 日）の指標に対して、現指標が 3 ポイント以上変動した場合には、サービス購入料の改定を行うことができるものとする。特定事業契約締結以降、対価を改定していない費用については、特定事業契約締結日の属する年度の 4 月 10 日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

① 改定指標

改定指標として使用する指標は次のとおりとする。

「企業向けサービス価格指数」：その他の専門サービス

（物価指数月報・日本銀行調査統計局）

② 改定率及び計算方法

以下の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$AP't = APt \times (CSPIn / CSPI m)$$

ただし、 $| \text{今回評価時の指標} - \text{前回改定時の指標} | \geq 3$ ポイント

m：前回改定時年度（契約後未改定の場合は、特定事業契約締結年度）

n：今回評価時年度

t：今回費用改定をする対価の対象年度（t：n + 1，…、事業終了年度）

APt：改定前のt年度A業務の対価

AP't：改定後のt年度A業務の対価

CSPI：Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）

CSPI m：前回改定時の評価指標である、m年度の価格指数

CSPIn：今回改定時の評価指標である、n年度の価格指数

上記の算定式に従って、計算例を示すと次のとおりとなる。

（計算例）

前回物価改定時（又は初回支払い時）である令和14年度の支払いが100万円、前回改定時の指標である令和13年度の指数が90、令和15年度の指数が108の場合：

令和16年度の改定率（令和15年度の物価反映）

$$= \text{令和15年度指数} [108] \div \text{令和13年度の指数} [90] = 1.2$$

令和16年度の対価（改定後）

$$= \text{令和14年度の対価（改定前）} [100 \text{ 万円}] \times 1.2 = 120 \text{ 万円}$$

5. サービス対価の減額措置

国は、運営権存続期間にわたり、本事業（国）の実施に関する各業務及び財務状況の業績等の監視を行い、「要求水準書」に定められた要求水準が達成されていない場合は、サービス対価の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、「別紙 6 業績等の監視及び改善要求措置要領」によるものとする。